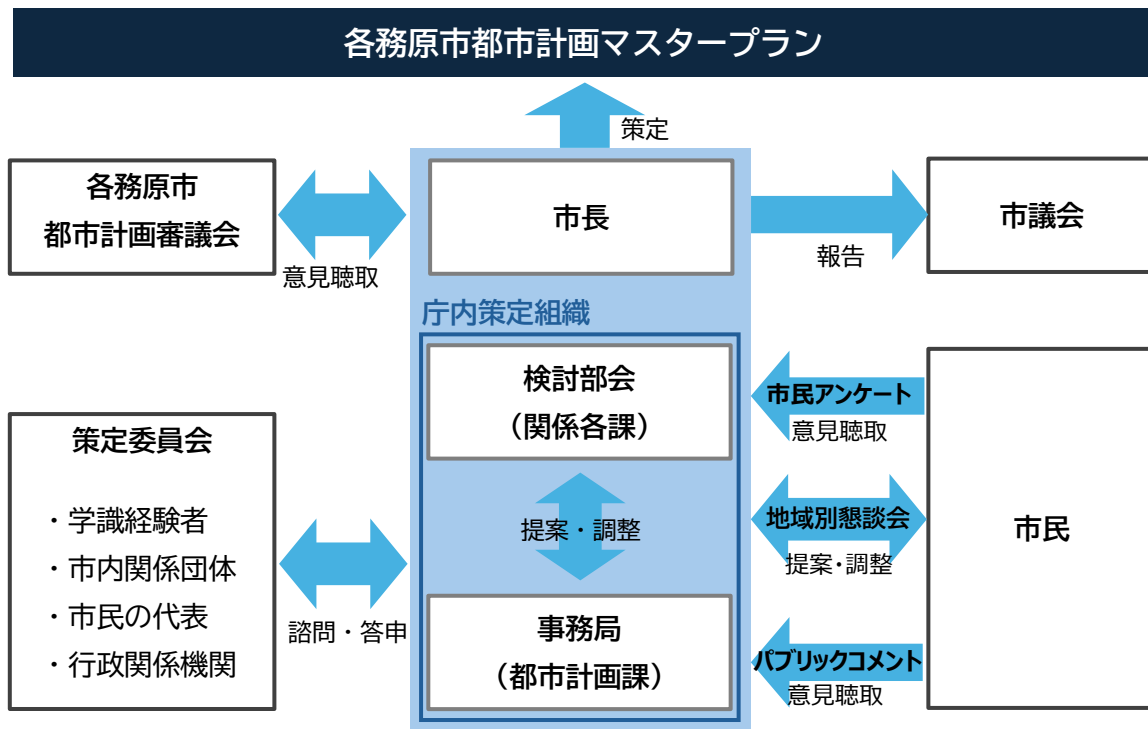


資料編

1. 策定体制
2. 策定過程
3. 市の都市形成過程
4. 用語解説

1. 策定体制

本計画は、上位計画等と整合を図るとともに、地区別意見交換会やパブリックコメントにより市民の意見を踏まえながら、学識経験者や市民代表等で構成された「各務原市都市計画マスタープラン策定委員会」で検討を行い策定しています。



各務原市都市計画マスタープラン策定委員会

都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(令和6年10月～令和8年3月)

◎学識経験を有する者

氏名	
服部 敦	中部大学 教授 (委員長)
川口 暢子	愛知工業大学 准教授 (副委員長)
萩原 拓也	名城大学 准教授

◎市民又は市内の事業所に勤務する者

氏名	
土田 周策 (令和6年度)	市民 (蘇原自治会連合会長)
並木 祐之 (令和7年度)	
石垣 時広 (令和6年度)	市民 (那加自治会連合会長)
松原 史尚 (令和7年度)	
江口 克己 (令和6年度)	市民 (稲羽川島自治会連合会長)
木村 徹之 (令和7年度)	
渡邊 辰巳 (令和6年度)	市民 (鵜沼自治会連合会長)
福 睦徳 (令和7年度)	
永田 美帆	市民 (岐阜県建築士会)
大野 雅尚	市民 (各務原商工会議所青年部)

◎市の職員

氏名	
大矢 貢	企画総務部長
村瀬 誠	産業活力部長
中村 俊夫 (令和6年度)	都市建設部長
川口 雅慎 (令和7年度)	

2. 策定過程

日 付	会 議 名
令和6年10月 3日	第1回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 1月24日	第2回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 6月 5日	第3回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 7月15日	第1回稲羽地区意見交換会
令和7年 7月18日	第1回那加地区意見交換会
令和7年 7月23日	第1回鶺沼地区意見交換会
令和7年 7月25日	第1回蘇原地区意見交換会
令和7年 7月30日	第1回川島地区意見交換会
令和7年 9月16日	第2回蘇原地区意見交換会
令和7年 9月18日	第2回稲羽地区意見交換会
令和7年 9月25日	第2回鶺沼地区意見交換会
令和7年 9月26日	第2回那加地区意見交換会
令和7年 9月30日	第2回川島地区意見交換会
令和7年10月10日	第4回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年11月10日	都市計画審議会（報告）
令和8年 1月15日	第5回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 1月～	岐阜県意見照会
令和8年 1月28日 ～ 2月16日	パブリックコメント
令和8年 3月 5日	第6回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 3月 6日	都市計画審議会（諮問）
令和8年 3月19日	建設水道常任委員会協議会（報告）

3. 市の都市形成過程

(1) 市街化区域の変遷

- 市街化区域の変遷は当初線引き（昭和 46 年）以降、市街化区域縁辺部における拡大により東西方向に連坦するとともに、団地開発による飛び市街化区域が設定された。
- 昭和 53 年には鶉沼地区で緑地保全のため逆線引きが行われており、都市的土地利用から自然保全への土地利用転換も行われている。
- 平成 9 年に市街化区域に編入した地区は、開発想定区域や集落連坦地域であった地区が多く、地区計画の適用を条件として市街化区域に編入された。
- 平成 16 年に旧川島町と合併した後、平成 21 年には、旧岐阜都市計画区域であった川島地区を各務原都市計画区域として再編し、1 つの都市計画区域に変更した。
- 近年は、令和 2 年に鶉沼西町の商業用地、令和 5 年に各務山地区の工業用地等、産業需要に対応した市街化編入を行った。

<当初線引き時点（昭和 46 年）>

- ・当初線引きは、鉄道及び国道 21 号に沿って東西方向に長く形成されていた昭和 45 年の DID を核として、既に市街地形成が始まっていた蘇原地区南部、鶉沼地区南西部及び大規模住宅地開発が予定されていた鶉沼地区東部において市街化区域が設定された。
- ・DID の過半は各務原飛行場等を除くと、戦前に施行された区画整理地区が主体である。
- ・川島地区（旧川島町）においては、木曾川と南派川に挟まれた中州部分及び笠田町の一部で市街化区域が設定された。

<第 1 回線引き見直し（昭和 47 年）>

- ・昭和 47 年、那加地区北部の尾崎団地において新たに飛び市街化区域が設定された。
- ・昭和 45 年から 50 年にかけて、DID が滲み出的に拡大している。
- ・鶉沼地区東部では大規模住宅地開発が進行し、鶉沼地区南西部では一部開発行為がみられる。
- ・市街化調整区域において開発行為が散在的に行われた。

<第 2 回線引き見直し（昭和 53 年）>

- ・昭和 53 年、蘇原地区の蘇原中央町付近で市街化区域が拡大された。また、鶉沼地区東部では緑地保全のため逆線引きが行われた。
- ・昭和 50 年から 55 年にかけて、那加、蘇原地区の DID が拡大を続け、鶉沼地区東部の住宅団地及び那加地区北部の尾崎団地で新たに DID が形成された。
- ・那加、蘇原及び鶉沼地区において、市街化区域を越えて DID を形成した地区がある。
- ・昭和 45 年の DID であった市役所周辺の既成市街地で区画整理が施行され、蘇原地区、鶉沼地区南西部で比較的大きな開発行為が行われた。

<第 3 回線引き見直し（昭和 62 年）>

- ・昭和 62 年、那加前洞町周辺、鶉沼各務原町周辺等で市街化区域が拡大され、鉄道及び国道 21 号沿いの市街化区域はすべて連坦することとなった。
- ・那加、蘇原地区の DID が再度拡大し、また、鶉沼地区南西部がほぼ全域にわたって DID となっ

た。鶯沼地区東部もほぼ全域が DID を形成するに至った。

<第4回線引き見直し（平成9年）>

- ・平成9年、那加前野町、蘇原東島町、鶯沼古市場町等の周辺で市街化区域が拡大されたが、当該地区の大半は開発想定区域、集落連坦地域の区域であった。これらの地域は土地改良事業が施行済みであり、地区計画の適用を条件として編入されている。

<第5回線引き見直し（平成21年）>

- ・平成16年に合併した川島地区を岐阜都市計画区域から除外し、同時に各務原都市計画区域は川島地区を含む市全域に拡大した。川島地区の市街化区域は、その全てを各務原都市計画区域の市街化区域として計画決定した。
- ・なお、旧岐阜都市計画区域川島地区においては、昭和46年の当初線引きから線引き見直しは行われていない。

<第6回線引き見直し（平成22年）>

- ・平成22年に、テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町、鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町で市街化区域が拡大された。
- ・鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町は地区計画の適用を条件として編入されている。
- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町は開発事業が完了又は実施中の区域として編入されている。

<第7回線引き見直し（平成28年）>

- ・平成28年に、鶯沼三ツ池町地区で市街化区域が拡大された。
- ・あわせて、都市計画道路の整備による境界の変更等により、蘇原花園町、蘇原申子町等の一部を市街化調整区域へ編入（逆線引き）する変更が行われた。

<第8回線引き見直し（平成31年）>

- ・平成31年に、平成22年の見直し時に特定保留とした鶯沼南町について、都市計画道路の事業化の目処が立ったため、特定保留が解除されたことに伴い、市街化区域が拡大された。

<第9回線引き見直し（令和2年）>

- ・令和2年に、民間開発が行われた鶯沼西町及び既に市街地が形成されていた各務山の前町において、市街化区域が拡大された。

<第10回線引き見直し（令和5年）>

- ・令和5年に、工業団地の造成が行われた各務山地区において、市街化区域が拡大された。

<第11回線引き見直し（令和6年）>

- ・令和6年に、商業用地の確保を図るため、三井町地区において、市街化区域が拡大された。

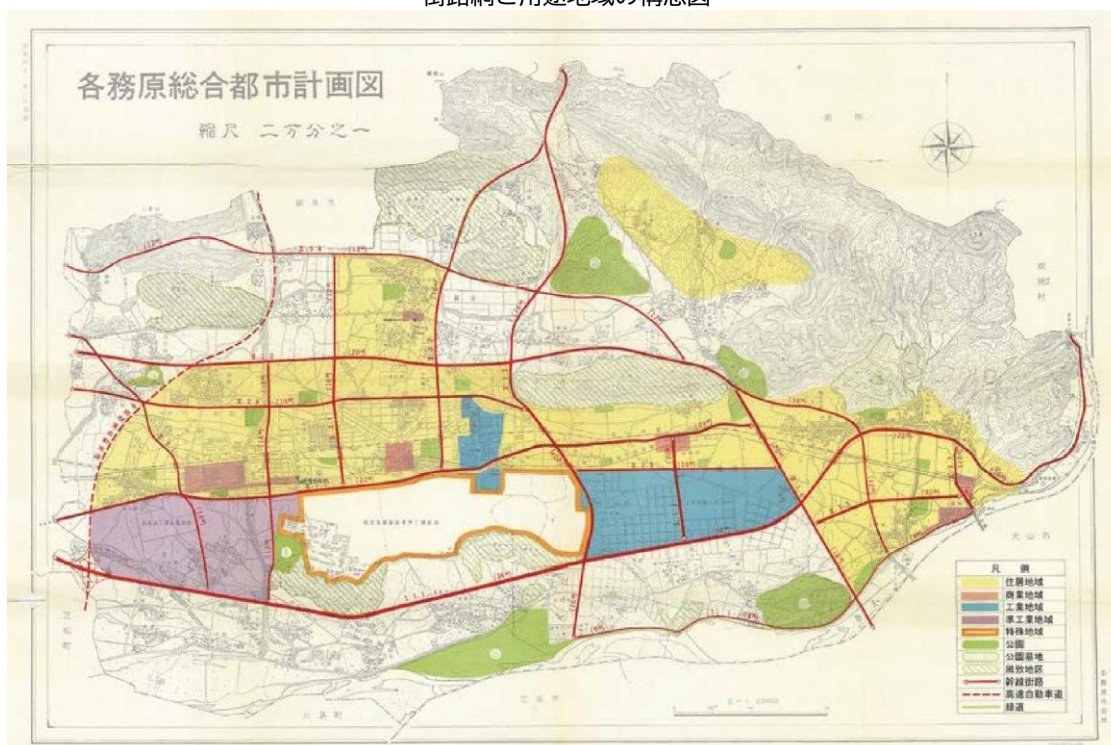
(2) 用途地域の変遷

- 本市の用途地域は、線引き見直しにおける市街化区域の拡大、用途地域の細分化に伴い、土地利用の状況に即して変更された。このような用途地域の見直しを経て、令和7年3月時点における用途地域の総面積は2,917.5haとなっている。
- 住居系用途地域では、地区の特性に合わせ低層及び中高層といった住環境に配慮した専用用途地域へと純化される一方、道路沿道等における用途の多様化に対処するため、準住居地域の指定も行われた。
- 商業系用途地域では、主要道路の沿道における郊外型沿道施設の立地誘導に対処すべく、住居地域から近隣商業地域へと変遷してきたが、都市の核となる商業地域については、昭和47年（8用途地域における当初決定）以降、わずか15ha程度の拡大にとどまる。近年では鶴沼西町、三井町において、市街化編入に伴い、近隣商業地域の指定が行われている。
- 工業系用途地域では、飛び市街化区域編入による工業団地開発等により、昭和47年の約246haから令和7年3月時点で約556haへと約2.3倍の増加がみられる。近年では、テクノプラザ地区や各務山地区等において、市街化編入に伴う工業系用途地域の拡大がみられる。

<昭和41年：旧法時代における用途地域構想>

- ・将来人口12.5万人（市街地人口10.0万人）を想定し、鉄道沿いを軸に本市西側に住居地域を指定、飛行場離発着経路下は工業地域・準工業地域を指定する構想があった。（※各務原都市計画報告書に用途地域構想に関する考え方が示されている。）

街路網と用途地域の構想図



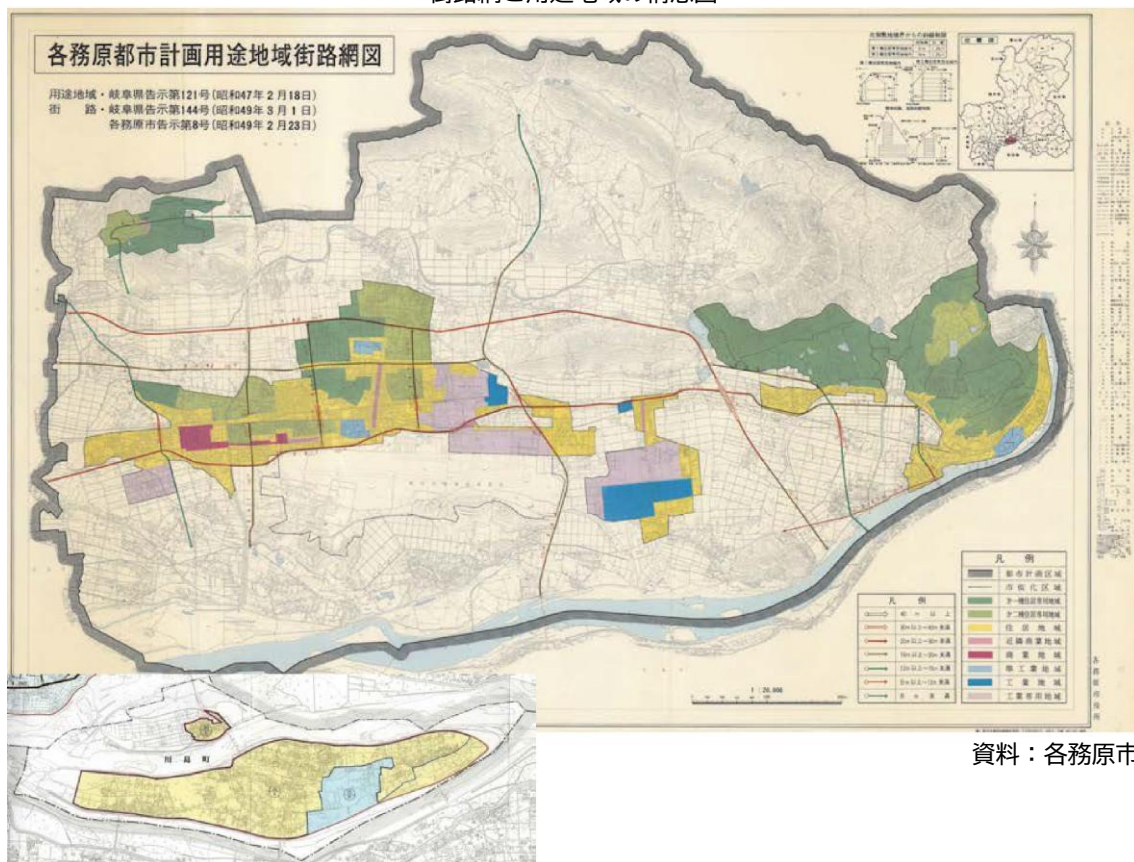
資料：各務原市

<昭和 47 年：当初線引き時点の用途地域（8用途地域）>

当時の土地建物利用現況に即するとともに、新たな住宅地開発に合致した用途地域を以下のよ
うに指定した。

- ・住居系用途地域は、鉄道沿線に東西方向に広がる既存の住宅地を住居地域として指定、尾崎、
鵜沼の団地開発地、蘇原青雲町の紡績工場周辺及び岐阜大学（現市民公園）周辺を第 1 種住居
専用地域、または第 2 種住居専用地域として指定した。
- ・商業系用途地域は、新那加駅南側及び旧国道 21 号沿道（新那加駅～市役所間）に商業地域、旧
国道 21 号及び県道六軒停車場線沿道の一部、尾崎団地のセンター地区に近隣商業地域を指定
した。
- ・工業系用途地域は、蘇原青雲町、蘇原六軒町、鵜沼宝積寺町の紡績工場といった特定施設に準
工業地域を指定、鵜沼各務原町の毛織物工場、鵜沼三ツ池町の自動車用機械器具部品製造工場
南側の農地に工業地域を指定、川崎町の航空機製造工場、鵜沼各務原町の毛織物工場といった
特定施設、金属工業団地に工業専用地域を指定した。
- ・川島地区においては、昭和 46 年に製薬会社周辺を工業地域、その他を住居地域として指定し
た。また昭和 47 年には住居地域の大半において、機織、ねん糸工場等の建築を可能とする、特
別工業地区を指定した。

街路網と用途地域の構想図



資料：各務原市

資料：岐阜都市計画区域 川島町都市計画図

<昭和 53 年：市街化区域の変更に伴う用途地域変更>

- ・逆線引きを行い、鶺沼地区東部の第 1 種住居専用地域を縮小した。

<昭和 62 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務原市北部土地区画整理事業により飛び市街地として拡大した地域において住居地域、工業地域を指定した。
- ・鶺沼各務原町の紡績工場の工業専用地域の一部が工業地域へと用途変更が行われた。
- ・岐阜木材工業団地として拡大した地域において工業地域を指定した。
- ・各務原市工業団地として拡大した地域において工業専用地域を指定した。

<平成 8 年：12 用途地域への移行に伴う用途規制の緩和・強化等>

- ・第 1 種住居専用地域から第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域への変更、第 2 種住居専用地域から第 1 種住居地域への変更、住居地域から準住居地域、近隣商業地域、準工業地域への変更による用途緩和が行われた地区がみられる。
- ・住居地域から第 1 種中高層住居専用地域への変更、準工業地域から第 1 種住居地域への変更による用途強化が行われた地区がみられる。
- ・その他、準工業地域から近隣商業地域への変更による用途転換が行われた地区もみられる。

<平成 22 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加山崎町、鶺沼朝日町において工業地域を指定した。
- ・鶺沼三ツ池町において準工業地域を指定した。
- ・イオンモール各務原が立地する那加萱場町において商業地域を指定した。
- ・戸建専用住宅団地が立地する那加柄山町において第 1 種低層住宅専用地域を指定した。

<平成 24 年：土地利用の転換を見込んだ用途地域の変更>

- ・大規模商業施設が立地する蘇原花園町や鶺沼各務原町等において、商業機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・(都)一般国道 21 号線の沿線について、沿道立地型の商業施設機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・鶺沼宝積寺町において、工場跡地で土地区画整理事業が実施されていることに伴い、第一種住居地域に変更した。
- ・蘇原青雲町等において、(都)岐阜鶺沼線が完成したことに伴い、適度な用途の混在を許容する住宅地としての土地利用を図るために、第一種住居地域に変更した。
- ・金属団地内において、工業団地と連続性を活かした土地利用を図るために、工業地域に変更した。

<平成 28 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鶺沼三ツ池町において、工業専用地域を指定した。

<平成 29 年：低未利用地の転換促進を図る用途地域の変更>

- ・蘇原青雲町において、業務・商業施設と共存する住宅地として、地区内に介在する低未利用地の宅地化を図るため、第 1 種中高層住居専用地域から第 1 種住居地域に変更した。

- ・川島小網町において、岐阜県消防学校及び岐阜県広域防災センターの公共公益機能の維持・強化を図るため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ変更するとともに、周辺の土地利用転換の促進を図るため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域へ変更した。

<平成31年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鵜沼南町において、第1種住居地域を指定した。

<令和2年：市街化区域の拡大及び低未利用地の転換促進を図る用途地域の指定・変更>

- ・鵜沼西町において、市街化区域編入に伴い、近隣商業地域を指定した。
- ・各務山の前町において、市街化区域編入に伴い、第2種中高層住居専用地域、準工業地域を指定した。
- ・川島小網町において、適切に建築物の用途制限を緩和することで、宅地利用を促進させるため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域に変更した。

<令和5年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務山地区において、工業専用地域を指定した。

<令和6年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・三井町地区において、近隣商業地域を指定した。

<令和7年：都市拠点のにぎわいと交流の創出を図る用途地域変更>

- ・那加東亜町において、旧東亜町会館を交流拠点として活用するため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ用途地域を変更した。

(3) 時代別概況

元号	西暦	都市形成	社会資本
旧石器時代	紀元前2万年前後	この地に人々が居住（植野遺跡等）	
縄文時代	中期	人々が竪穴式住居で狩猟・漁労・植物採集等をして暮らす（炉畑遺跡等）	
弥生時代	末期	現在は木曾川河床である川島松倉町（旧字伊八島）に人々が居住（伊八島水没遺跡）	
古墳時代	前～中期	那加・鵜沼地域に大型古墳が築造された	
	後期	北部山地に須恵器の窯跡（美濃須衛窯跡群）が造られる（～平安時代）	
飛鳥時代			蘇原地域に古代寺院が集中して建立される（山田寺跡等）
	699	「藤原宮跡出土木簡」に「三野国各美」「汗奴麻」の地名が記載	
	702	「御野国各牟郡中里戸籍」（現存日本最古の戸籍のひとつ）が作成される	
奈良時代		東山道に各務駅が置かれる	
	769・775		木曾川の氾濫によって住民や家畜、国分寺等の建物に大きな被害が発生
平安時代	934 頃	「和名類聚抄」に美濃国各務郡村国郷・大榛郷・各務郷・那珂郷・三井郷・駅家郷等（現各務原市域付近）、尾張国葉栗郡河沼郷等（現川島地区付近）の地名が記載される	
鎌倉時代	1221 頃		承久の乱で「摩免戸（前渡）の渡し」が戦場となる（前渡西町矢熊山の供養塔）
	1302	「室町院御領目録写」に「美濃国鵜沼庄」（荘園）が記載される	
	1306	「昭慶門院御領目録」に「各務郡鵜沼郷、弓削田本郷（那加付近）、陶器所」等の地名が記載される	
	1325	「大見安田文書」に「美濃国蘇原庄」（荘園）が記載される	
室町時代	1395		美濃国第6代守護土岐頼益が鵜沼に大安寺を建立
	1499		薄田加賀守が新加納に少林寺を建立
戦国時代	1562		織田信長旗下の木下藤吉郎による鵜沼城攻略
安土桃山時代	1586		木曾川が大洪水により現在の流路となる
	1586 頃		松倉渡しが開かれる
	1589	濃尾国境変更（川島地区は美濃となる）	
江戸時代	1602 頃	中山道に鵜沼宿が置かれる	東山道が中山道に変わる
	1624～44		中山道がほぼ現在の国道21号のルートに変更される

元号	西暦	都市形成	社会資本
江戸時代	1651 頃	鵜沼宿が現在の位置に移される	
	1727 頃		河田渡し等が頻繁に利用される
	1848～54	各務原台地を大砲稽古場として利用開始	
明治9年	1876	陸軍省が大砲射的場用地として三か村(西市場・桐野・岩地)入会地約29町歩を買収し、陸軍砲兵演習場開設	
明治12年	1879	陸軍省が各務野の更木八か村入会地約11町歩を大砲演習場として買収	
明治22年	1889	陸軍省が演習場拡張のため中山道南部の三か村入会地150町歩・八か村入会地80町歩を買収	
大正6年	1917	各務原飛行場がつくられる	
大正9年	1920		高山本線、岐阜～各務ヶ原間開通
大正10年	1921		高山本線、各務ヶ原～美濃太田間開通
大正11年	1922		河田渡しにはじめて栈橋が架かる
大正12年	1923		岐阜高等農林学校が創設される
大正15年	1926		各務原鉄道、安良田町(現新岐阜と田神の間)～二連隊(現名電各務原駅)間開通
昭和2年	1927		各務原鉄道、二連隊～東鵜沼(現新鵜沼駅)間が開通
昭和5年	1930		境川放水路完成
昭和6年	1931		河田橋増強(木橋)架け替えがなされ、県道浅井那加停車場線が濃尾交通の要路となる。 新鵜沼駅に各務原鉄道東鵜沼駅を統合 国名勝木曾川指定
昭和7年	1932		名鉄柳橋～下呂間で高山本線直通列車運行開始(平成13年休止)
昭和12年	1937	雄飛ヶ丘・楠町(那加)と旭(蘇原)地区に川崎社宅が建設される	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和15年	1940	那加町制施行	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和17年	1942		高山本線蘇原駅開設
昭和18年	1943	蘇原町制施行、鵜沼町制施行	
昭和20年	1945	各務原飛行場を米軍が接收	占領軍、各務原へ駐留
昭和21年	1946	鵜沼朝日町にあった各務原東飛行場等が開拓地として解放され、各務原開拓団を経て各務原開拓農協創設 ※各務原東飛行場跡地北半分は地元住民に払い下げられる。その後、昭和46年3月には鵜沼朝日町が市街化区域となり、以後宅地化が進む	
昭和24年	1949		岐阜大学農学部が設置される
昭和28年	1953		12,000人の米海兵隊が駐留
昭和30年	1955	稲羽町制施行	米陸軍部隊、岐阜キャンプ全面撤退
昭和31年	1956	川島町制施行	
昭和32年	1957	航空自衛隊岐阜基地が発足	
昭和33年	1958	基地が米軍より全面返還	河田橋(鉄橋)架橋
昭和38年	1963	4町を統合して各務原市が誕生する	小網橋(鉄橋)架橋 名鉄各務原線の複線(～1964年)

元号	西暦	都市形成	社会資本
昭和39年	1964	岐阜県金属工業団地が県下初の工業団地として完成 那加第1土地区画整理事業が完成	渡橋（鉄橋）架橋 名鉄各務原線、犬山線が直通運転開始 飛騨木曾川国定公園指定 エーザイ㈱「川島工園」建設
昭和43年	1968	琴ヶ丘団地が完成	
昭和44年	1969		愛岐大橋完成 木曾川河川敷に勤労青少年運動場完成
昭和47年	1972		国道21号鶉沼バイパス2車線開通 市役所新庁舎が完成
昭和47～51年	1972～76	鶉沼東部の丘陵地で団地開発	
昭和49年	1974	尾崎団地が完成	各務の舞台（村国座）が国指定重要有形民俗文化財指定 炉畑遺跡が県重要文化財指定
昭和51年	1976	県下3番目の10万都市となる	
昭和52年	1977		市民会館・中央公民館が完成
昭和55年	1980		総合スポーツ公園（野球場）完成
昭和56年	1981		江南関線全線開通
昭和57年	1982	那加第2土地区画整理事業が完成	岐阜大学の統合による移転
昭和60年	1985	各務原工業団地が完成	
昭和61年	1986	各務原市第1土地区画整理事業が完成	東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ開通 国道21号那加バイパス2車線開通
昭和62年	1987	各務原第2工業団地（松本）が完成	
昭和63年	1988		岐阜大学跡地に市民公園が全面完成
平成元年	1989		市民球場が完成
平成2年	1990	住工団地（須衛）が完成	クリーンセンターが完成 新境川の百十郎桜が「さくら名所100選」に選ばれる
平成3年	1991		岐阜県各務原浄化センターが完成
平成5年	1993		中央図書館が完成、産業文化センターが完成
平成7年	1995	各務東町工業団地が完成	
平成8年	1996		平成川島橋架橋 航空宇宙科学博物館が完成
平成10年	1998	テクノプラザⅠ期が完成	
平成11年	1999		河川環境楽園開設 岐阜県健康科学センターが完成 （都）岐阜鶉沼線Ⅰ期が完成
平成12年	2000		ツインブリッジ（犬山橋）が完成 岐阜県グリーンスタジアムが完成 ふれあいバス運行開始
平成14年	2002		新ごみ処理施設の稼働
平成16年	2004	川島町との合併により現各務原市が誕生	鶉沼駅前広場完成 各務野自然遺産の森の完成
平成17年	2005	テクノプラザⅡ期が完成	
平成18年	2006		知事同意により景観行政団体になる
平成19年	2007		公園墓地瞑想の森・学びの森完成
平成20年	2008		鶉沼宿町屋館開館

元号	西暦	都市形成	社会資本
平成21年	2009		河跡湖公園完成 国道21号坂祝バイパス2車線部分開通 樺通り開通 新鵜沼駅前広場・空中歩道完成
平成22年	2010	テクノプラザⅢ期が完成	
平成23年	2011		東海中央病院がリニューアル
平成24年	2012	鵜沼駅東部土地区画整理事業が完成	
平成25年	2013		各務原大橋が完成
平成26年	2014	鵜沼駅東部第二土地区画整理事業が完成	
平成27年	2015		ふれあいバスがリニューアル
平成28年	2016		国道21号坂祝バイパス2車線全線開通
平成29年	2017		総合運動公園の再整備が完成
平成30年	2018		岐阜かかみがはら航空宇宙博物館がリニューアルオープン 旧川上家別邸(萬松園)が国重要文化財指定
令和元年	2019		合葬式墓地在完成
令和2年	2020	新加納土地区画整理事業が完成	伊木の森がリニューアルオープン 市内小中学校(計24校)の都市計画決定
令和3年	2021	鵜沼駅東部第三土地区画整理事業が完成	新庁舎高層棟が完成 KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE が完成
令和4年	2022	テックフォルテ各務原1工区1期が完成	「チョイソコかかみがはら」の本格運行開始
令和5年	2023		新庁舎が全面オープン
令和6年	2024	テックフォルテ各務原1工区2期が完成	木曾川前渡南公園が完成 新那加駅・蘇原駅前広場が完成 坊の塚古墳が国史跡に指定
令和7年	2025		かかみがはら支援学校が開校

6. 用語解説

用語	解説
あ行	
インフラ（都市基盤）	インフラストラクチャーの略。都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路、鉄道、公園、上下水道、電気・ガス等の施設のこと。
雨水貯留施設	降った雨を一時的に溜めて雨水の流出を段階的に行うことで、周辺区域及び下流域への負荷を軽減する施設。貯留池、地下貯留槽、校庭貯留等がある。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable（持続可能な）Development（開発）Goals（目標）の略。国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称している。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（CO ₂ 、フロンガス、メタンガス等）の総称。
か行	
開発行為（開発）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	氾濫した水の力により木造家屋が流出・倒壊することが想定される区域（氾濫流）及び、堤防が侵食されることにより家屋が流出・倒壊することが想定される区域（河岸侵食）のこと。
可住地	「可住地」は居住に利用できる土地のこと。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
環境基本計画	環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
官民連携	行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る。
既成市街地	都市において、既に建物や道路等が整備され、市街地が形成されている地域のこと。
旧耐震基準	建築物の設計において、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されたもので、昭和56（1981）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
狭あい道路	主に幅員4m未満の道路。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
経営耕地規模	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。

用語	解説
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
下水道普及率	対象となる行政区域内で、下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道を利用できる人口を行政区域内人口で除した値で算出。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げているすべての公共施設やインフラを自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する取組のこと。
交通結節点	交通手段相互の接続にあたり、安全で快適な乗り換え環境を有する施設をいう。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等。
小売吸引力指数	各市町人口1人当たり販売額を県の人口1人当たり販売額で除した値。地域が買い物客を引き付ける力を表す指標で、指数が1.0以上の場合、買い物客を外部から引き付け、1.0未満の場合は外部に流出していると見ることができる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
国勢調査	統計法に基づき行われる国の最も重要かつ基本的な統計調査のこと。人口、世帯、産業構造等の調査が、原則5年ごとに行われる。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
砂防指定地	大雨等で山の斜面や谷等が浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
自転車ネットワーク	歩行者、自転車、自動車がともに安全で快適に通行できるよう、車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造的・視覚的分離等の手法によって整備される自転車の通行部分をいう。
重点風景地区	特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区のことで、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物等の基準を定めている。
集約型都市構造	主要駅周辺等の中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造のこと。
将来都市構造	都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した目指すべき将来の都市の姿のこと。
人口密度	単位面積当たりの人口数のこと。「可住地人口密度」は、人口÷可住地面積により、居住に利用できる土地の単位面積あたりの人口数を算出している。
浸水想定区域	水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨及び計画規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定されるもの。
製造品出荷額等	工業製品の製造と加工に関わる出荷額や賃料の収入、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額等の合計金額のこと。

用語	解説
線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。
ゾーン 30 プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ランプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図ること。
た行	
大規模集客施設	店舗、飲食店、映画館、遊技場等に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの。
地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定められた計画で、地域の移動手段を確保するために、地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民等の地域関係者と協議しながら作成するもの。
地球温暖化	CO ₂ 等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画のこと。地区の目標等を示す「地区計画の方針」と、道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成される。
地区施設	地区計画の方針に従って、地区整備計画で定められる道路・公園等の施設のこと。
チョイソコ	2年間の実証後、令和 4（2022）年に本格運行を開始した予約制の乗合交通。「チョイソコかかみがはら」は、鶴沼南と須衛・各務・八木山エリアで運行。
DID	Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。
低未利用地	利用されていない土地又は個々の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地のこと。空き地や企業の遊休地等、長期間に渡り利用されていない土地や駐車場等周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地を指す。
デマンド型交通	正式には DRT（Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム）と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にあり、事前に予約があった時のみ運行する交通機関のこと。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。
都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地等の都市施設に、ガス・電力・電気通信施設等のライフラインや宅地を加えたものの総称。
都市計画基礎調査	都市計画区域について、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通等の現況及び将来の見通しについて行う調査こと。
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的な整備、開発及び保全する必要がある区域として指定される区域。本市の場合は、市全域が指定されている。
都市計画道路	都市の骨格を形成して、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内で設置する公園又は緑地もしくは国営公園のこと。

用語	解説
都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、まちづくりを担う法人として市町村が指定するもの。
都市施設	道路、公園、下水道等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道等の交通施設や公園、緑地等の公共空地等を都市施設としている。
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、商業用地、学校、道路等、主として人工的な施設での土地利用のこと。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行い、宅地の利用の増進と公共施設の整備を図る事業のこと。
な行	
内水浸水	短時間に激しい雨が降ることで下水道の排水が間に合わず、雨水があふれて浸水が発生するものや、大雨で河川の水位が高くなることで、雨水が排水できず浸水が発生するもの。
農用地区域	農業振興地域内の集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地等の生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域のこと。
は行	
Park-PFI	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のこと。主に公園利用者の利便の向上を目的に、民間企業によって飲食店等の施設を設置し、当該施設から得られる収益の一部を公園の整備・改修費に充てる。
パークレンジャー	市内の道路、河川や公園、広場等の緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導等の活動のいずれか（複数可）をボランティアで行う市民団体。
パターンダイヤ	毎時の発車時刻を同じにすることで、利用者にとって記憶しやすいよう設定された鉄道やバス等のダイヤのこと。
パブリックコメント	国及び地方自治体が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。
バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ヒートアイランド	市街地の気温が周辺部に比べて高くなる現象。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹林の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）等を規制する地区。
ふれあいバス	平成 12(2000)年から市が運行しているコミュニティバス。
ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
保水・遊水機能	保水機能とは、調整池等により雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

用語	解説
ま行	
緑の基本計画	都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。
民間活力	民間企業の資金力や事業能力のこと。
や行	
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地等良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種であり、目指すべき市街地像に応じて住居・商業・工業の市街地の大枠を定めるもので、用途別に分類される 13 種類の都市計画の総称のこと。
ら行	
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
わ行	
ワークショップ	もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。



Kakamigahara City Planning Master Plan

2026

各務原市都市計画マスタープラン2026

発行年：令和8(2026)年4月

発行：各務原市 都市建設部 都市計画課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL:058-383-1111(代)

市ウェブサイト：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp>